

誓 約 書

かつらぎ町長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号
団 体 名
代表者氏名

かつらぎ町さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)の申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書 改訂版」の同意事項(以下「同意事項」という。)及び「かつらぎ町さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要綱」を順守します。
- 2 団体の構成員のうち、成人で日常的に地域猫活動を行うことができる町内在住者が1人以上います。
- 3 町内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民に周知を図り、野良猫と判断できたものだけを保護します。
- 4 「同意事項」2により、チケット及びチケットの使用権の譲渡、転売、再々配分、チケットの利用を条件にした手術費用や寄付の請求、TNRの代行費用(捕獲費、運搬費など)の請求及びこれらに準じた行為は行いません。
- 5 希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。
- 6 不妊手術の際には猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。
- 7 不妊手術終了後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書を提出し、利用しなかったチケットは返却します。

- 8 チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争等について、町は責任を負わないことを了承します。また、チケットの交付によって、猫の避妊手術ができることを町が保証するものではないことを了承します。
- 9 不妊手術終了後も、地域住民や活動団体と連携して、地域猫として適正に管理します。餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終わったらすぐに片づけます。猫のトイレを設置し、フンの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持します。
- 10 運営するウェブサイトやSNS等に本事業について「同意事項」6の定型文およびハイパーリンクを掲載します。
- 11 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。